

## 既修得単位の認定

授業科目のうちで、大学等で既に単位修得をした科目については、入学後所定の手続きを行うことで、本校での履修とみなす場合があります。なお、既修の学習内容によっては認定できない場合があります。

(既修得単位の認定)第20条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)(以下「指定規則」という。)別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと学校長が認める場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- (1) 歯科衛生士 (2) 診療放射線技師 (3) 臨床検査技師 (4) 理学療法士 (5) 作業療法士  
(6) 視能訓練士 (7) 臨床工学技士 (8) 義肢装具士 (9) 救急救命士 (10) 言語聴覚士

2 指定規則別表3備考2にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、指定規則別表3に定める基礎分野の履修に替えることができる。

単位認定できる授業科目は下記のとおりです。

論理学	生物学	情報リテラシ	生命倫理
教育学	文化人類学	心理学Ⅰ	心理学Ⅱ
問題解決思考	地域交流Ⅰ	地域交流Ⅱ	医療英会話
英文読解	保健体育	看護形態機能論系	看護病態論系
看護とリハビリテーション	気づきトレーニング	微生物学	薬理学
栄養学	保健医療	公衆衛生	地域保健
社会福祉	看護関係法規	基礎看護学系	地域・在宅看護学系
成人看護学系	老年看護学系	小児看護学系	母性看護学系
精神看護学系	臨床応用看護論	看護管理と看護の活動領域	看護研究

認定にあたっては、単位修得、成績証明書(出身大学等)及び修得した学習内容がわかる資料(例:シラバス・教科書・学習ノート等)が必要です。